

お知らせ

令和4年10月4日
内閣官房

1. 北朝鮮は本日7時22分頃、北朝鮮内陸部から、1発の弾道ミサイルを、東方向に発射した。詳細については現在分析中であるが、当該弾道ミサイルは、最高高度約1,000km程度で、約4,600km程度飛翔し、7時28分頃から7時29分頃にかけて、青森県上空を通過した後、7時44分頃、日本の東約3,200kmの我が国排他的経済水域（EEZ）外に落下したものと推定される。
2. ミサイルの発射情報と通過情報についてJアラート等により伝達するとともに、付近を航行する航空機や船舶への情報提供を行ったところ、現時点において被害報告等の情報は確認されていない。
3. 総理には、本件について直ちに報告を行い、
 - ①情報収集・分析に全力を挙げ、国民に対して、迅速・的確な情報提供を行うこと
 - ②航空機、船舶等の安全確認を徹底すること
 - ③不測の事態に備え、万全の態勢をとることの3点について指示があった。また、上空通過後には、我が国上空を通過させる形での弾道ミサイル発射は、我が国の国民の生命、財産に重大な影響を及ぼし得る行為であることを踏まえ、
 - ①ミサイルが通過したと判断される地域に重点を置き、落下物等による被害がないか、速やかに確認すること
 - ②北朝鮮の今後の動向を含め、引き続き、情報収集・分析を徹底すること
 - ③米国や韓国等、関係諸国と連携し、引き続き、必要な対応を適時適切に行うこととの指示があった。
4. また、政府においては、官邸危機管理センターに設置している「北朝鮮情勢に関する官邸対策室」において、関係省庁からの情報を集約するとともに、緊急参集チームを招集し、対応について協議を行った。また、本日午前8時45分頃から国家安全保障会議を開催し、情報の集約及び対応について協議を行った。
5. これまでの弾道ミサイル等の度重なる発射も含め、一連の北朝鮮の行動は、我が国、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものであり、このような弾道ミサイル発射は、関連する安保理決議に違反するものである。また、事前の通報なくして、かつ、我が国上空を通過する形で弾道ミサイルを発射することは、航空機や船舶はもとより、上空を弾道ミサイルが通過したと判断される地域の住民の安全確保の観点からも極めて問題のある行為である。このような北朝鮮の行為は、関連国連安保理決議及び日朝平壤宣言への違反であり、我が国としては、北朝鮮に対して厳重に抗議し、最も強い表現で非難した。
6. 国民の生命・財産を守り抜くため、引き続き、情報の収集・分析及び警戒監視に全力を挙げ、今後追加して公表すべき情報を入手した場合には、速やかに発表することとしたい。